

第4回 府中市男女共同参画推進協議会 議事録

■日 時 令和6年8月28日（水）午前10時から正午まで

■会 場 男女共同参画センター 学研室

■出席者 （委員）

内海委員、藤山委員、芦沢委員、岩本委員、漆原委員、大室委員、西條委員、内藤委員、
深澤委員、松本委員、水橋委員、向井委員

（事務局）

阿部女性活躍推進担当副参事、大神田男女共同参画推進係長、有吉事務職員

（（株）都市環境計画研究所）

大竹氏、庄司氏、森氏

■欠席者 0名

■傍聴者 0名

■議 事 1 あいさつ

2 審議事項

(1) 府中市男女共同参画計画推進状況評価報告に係る第三者評価について

(2) 第7次府中市男女共同参画計画 計画目標Ⅱについて

(3) 第7次府中市男女共同参画計画 計画目標Ⅲについて

3 その他

(1) 第3回府中市男女共同参画推進協議会 議事録について

(2) 第6回男女共同参画推進協議会 日程について

■資 料 1 府中市男女共同参画計画推進状況 重点項目評価表①（令和5年度実績）

2 府中市男女共同参画計画推進状況 重点項目評価表②（令和5年度実績）

3 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ

4 基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築

参考資料 1 令和6年度重点項目 令和5年度実績表②

2 基本目標Ⅰ 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

3 基本目標Ⅲ 体系図

4 第3回府中市男女共同参画推進協議会 議事録案

5 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ（防災危機管理課 訂正）

【会長】

定刻になりましたので、第4回府中市男女共同参画推進協議会を開会いたします。

まず、事務局から本日の委員の出席状況の報告、傍聴者の有無、配付資料、そして本日の流れについてご説明をお願いします。

【事務局】

本日の出席状況でございますが、欠席の委員はいらっしゃいません。また芦沢委員はオンラインでのご参加となります。現在、定数12名中12名の委員の皆様に出席をいただいております。出席者が過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを併せてご報告いたします。

本日の傍聴ですが、申込みはございませんでした。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料一式は配付をさせていただきます。追加資料として、参考資料5を配付しております。こちらは資料3と同じ内容になりますが、防災危機管理課から大幅に内容の訂正依頼がございましたので、訂正依頼部分とあわせてご審議ください。

また、併せて、第6次府中市男女共同参画計画 冊子、第1回協議会の資料2、第3回協議会の資料4、第3回協議会の参考資料1をご持参いただくよう、ご案内しております。

本日の会議資料は以上でございます。

【会長】

ではまず「審議事項(1)府中市男女共同参画計画推進状況評価報告に係る第三者評価について」、事務局からお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧ください。こちらは、事業番号1、17、22についての府中市男女共同参画計画推進

状況評価報告の重点項目の第三者評価表になります。前回の第3回協議会後に皆様より頂いた評価点数・評価コメントの修正や事務局作成のコメント修正を反映した内容となります。変更箇所については全て赤字で記載しております。最終的なアルファベットの評価点数については3項目とも変更ございません。本日も確認いただいた後、内容を確定とさせていただきたいと思います。

【会長】

資料1の事業番号1、17、22についてですが、こちらの内容で確定としてよろしいでしょうか。何か意見がある方はお願いします。

【委員】

前回の議事録も拝見しておりますが、特に意見はございません。

【会長】

ではこちらの内容で確定としたいと思います。

次に事業番号13、64について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料2は、事業番号13、64についての府中市男女共同参画計画推進状況評価報告の重点項目の第三者評価表になります。1ページ右上の「各委員の評価」の欄には、委員の皆様の評価点を記載しています。その点数の平均点を「評価平均」の欄に記載しており、評価平均の点数を四捨五入し、点数換算したA～Eの評価を「評価」の欄に記載しております。Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは1点です。続いて、ページ下段の黄色の部分、【判定理由及び改善策の提言など(案)】の欄ですが、こちらは、皆様からの評価のコメントをもとに、事務局にて評価の案文を作成したものととなります。こちらの案文と、先ほどのアルファベットの評価について、ご審議いただき、本日も内容を確定していただけますようお願いいたします。

重点項目の担当課の令和5年度実績と令和6年度目標の回答を参考資料1として配付しております。こちらは委員の皆様から第三者評価を頂く際、メールにてお送りしたものと同一資料になりますので、参考としてご確認ください。

事務局からは以上でございます。

【会長】

今の説明を踏まえて、ご意見をお願いします。

【委員】

議事録を拝見して、防災危機管理課のヒアリングや回答内容を見てポジティブな評価をしております。他の委員の方も同様のご意見の方が多く点数も高いため、あえて細かく指摘することもないかと思います。こちらの評価に関して賛成です。

【委員】

事業項目 64 の案文について、「記載」という表現が重複しているので「実績を詳細に記載」に修正していただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。そちらの修正を行い、内容はこちらで確定いたします。

次に、「審議事項（2）第7次府中市男女共同参画計画 計画目標Ⅱについて」、事務局からお願いいたします。

【事務局】

本審議事項につきましては、本日、計画策定支援業者の株式会社 都市環境計画研究所の方がお越しになっておりますので、ご説明いただきたいと思います。

参考資料2の基本目標Ⅰの修正点についてもあわせてご説明をお願いいたします。

【都市環境計画研究所】

それでは基本目標Ⅱの説明と合わせまして、基本目標Ⅰの修正点を説明させていただきたいと思います。

まず参考資料 2 の 2 ページ目、「女性管理職を有する企業の割合の推移」についてのグラフですが、ご意見を受けまして、企業規模別の「課長相当職以上の女性管理職を有する企業」と、「係長相当職以上の女性管理職を有する企業」の割合の推移のグラフに変更をいたしました。企業の規模につきましては、5000 人以上、100 人～299 人、そして 10 人～29 人の 3 段階で、企業の規模別の状況も分かるように記載しております。中規模企業の係長相当職以上の女性管理職を有する割合は増加傾向ですが、全体的には減少傾向で推移しております。

続きまして 8 ページから 13 ページについて、「課題 2 仕事と生活の調和を目指すまちづくり」から「(3)市職員の男女共同参画の推進」を削除いたしました。その関係で、9 ページにあります「女性管理職の在職状況」のグラフも削除しております。また、施策について 11 ページの施策の方向と展開の(3)はすべて削除しております。職員課で府中市特定事業主行動計画を現在策定中であり、策定中の内容を位置づけられないということで削除となっておりますが、詳細は後ほど、事務局からご説明いただきます。

続きまして、15 ページの「がん罹患率」についてのグラフについて、男性と女性でがんの部位や罹患率の推移に差があることを示すグラフとして掲載したため、85 歳以上のデータをまとめておりましたが、罹患部位によってはピークが 85 歳以上の年齢階級にあるため、85 歳以上も個別に示すべきという指摘が健康推進課からございまして、グラフの修正をしております。基本目標Ⅰについては以上でございます。

基本目標Ⅱにつきましては、資料 3 をご覧ください。まず 2 ページの課題 1 の下にございますリード文について、文字が読みづらいというご指摘から、文字色を基本目標ⅠとⅢは前回のまま、基本目標Ⅱのみ少し濃い色に変更いたしました。また、文章全体に関して、課題の文章や施策の文章で語尾の統一がされていないというご指摘を受け、基本的には「ですます調」に統一をいたしました。ただし、グラフの吹き出しのコメントについては、「～が多い」、「～がわかる」といった表現に統一をしております。

同じ 2 ページの中央のグラフ、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてのグラフの吹き出しについて、吹き出し内の『どちらかといえば反対』『反対』を合わせた」という表現は必要ないのではというご指摘を受け、削除いたしました。

また、下の「進路・職業に対する性別による思い込み」のグラフについて、高校生と小学生を分けた 4 つのグラフを掲載しておりましたが、分かりづらいため統合した方が良いというご意見から、

高校2年生・高校1年生・小学生のみの簡潔な3本のグラフに修正いたしました。

3ページにつきましては、「男女共同参画センター『フューラル』に求められる機能」のグラフの「その他」と「無回答」を削除し、見やすく修正をいたしました。

4ページの、上部の枠内4つ目の「○多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等に向けた意識啓発を図ります。」という部分は基本目標Ⅲの方が適切ではないかという結論となり、移動をいたしました。6ページの事業番号48と49も、合わせて基本目標Ⅲに移動をしてございます。

続きまして8ページ上部の枠内2つ目の「◆市民活動に参加したいが、できない市民に対して、情報発信等が必要である。」という文言について、グラフ等との整合が取れていないということで、「地域社会の場における男女の地位・立場の平等を実現するため、男女共同参画の視点へ配慮し、市民活動を支援する必要があります。」という文章に修正いたしました。3つ目の地域防災の内容については、参考資料5の8ページ内の赤い吹き出しをご確認ください。こちらは担当課からの依頼通りに、全文修正いたします。

続きまして9ページ中央、「災害対策に男女双方の視点を生かすために重要なこと」のグラフの吹き出しの内容を、語尾を「分かります。」から「分かる。」に修正をいたしました。

10ページの「(1)学校における男女共同参画の推進」のリード文については、本文中に「教育」「学習」という文言が2つ入っていたため、整理をし、「男女平等の理念に基づき、多様な選択を可能にする教育学習の一層の充実を図ります。」といたしました。「(2)市民活動の支援と人材育成」については、施策の内容から具体的にどのようなことをやるのかが見えないというご指摘を受け、後段の事業の中から具体的な内容を持ってくるような形で修正をしております。1つ目の○については、「登録団体」から「男女共同参画の推進に関わる団体」という表現に修正しております。2つ目の○については、「市民協働の主体となる人材の育成にあたっては」という文章の前に、「多様な活動団体に関する情報発信や団体同士の交流の場の提供など市民活動の支援に努めるとともに」という内容を挿入してございます。3つ目の○については「市民協働により男女共同参画を推進します。」という大まかな説明の前に「男女共同参画の推進に関する講座の実施や男女共同参画推進フォーラムの開催などを」という文言を挿入いたしました。「(3)男女共同参画の視点に立った地域防災の推進」の●の箇所については、参考資料5の10ページ内の赤い吹き出しのとおり、「地域防災の推進において、意思決定の場や災害現場などへ女性の積極的な参画を促すとともに、災害から

受ける影響やニーズの男女の違いに配慮することにより、災害対応における安心・安全の確保に努め、男女共同参画の視点にたった取組を推進します。」という内容に全文修正をいたします。また具体的な施策の2つ目の○も、「女性のニーズに配慮した災害時の体制の充実を図るため、女性職員の適正な配置や避難所運営マニュアルの整備に努めるとともに」という文言を前に入れるという一部修正を行います。

続きまして、13 ページについても参考資料5の赤い吹き出しのとおり、事業番号60の「男女双方の視点を取り入れた防災対策の推進」の事業概要を全文修正いたします。事業番号61の「防災の現場における女性参画の拡大」についても、「機能別団員・機能別分団制度の活用等」を検討し、女性が消防団に入団しやすい環境を整備します。」の「活用を」の部分を「活用等」に一部修正をいたします。

その他細かい文言と語尾の修正、それから基本目標Ⅰに伴う事業の番号の修正などをいたしました。

【事務局】

参考資料2について補足説明をさせていただきます。前回の会議で皆さまからご意見をいただくのは最後とさせていただいておりましたが、担当課との調整等があったため修正を入れております。赤字や黄色のマーカーが修正箇所になります。軽微な文言の修正内容の説明は割愛いたしますが、9 ページ上部の「女性管理職の在籍状況（近隣市との比較）」、11 ページ上部の「（3）市職員の男女共同参画の推進」、12、13 ページの「（3）市職員の男女共同参画の推進」につきましては、削除としております。経緯として、当初は職員の男女共同参画の推進の取組みも計画書の中に含めるよう職員課と調整をしておりましたが、職員課の方で特定事業主行動計画の審議を始めたばかりで、男女共同参画計画の作成スケジュールに間に合わないため、男女共同参画計画の中にはそちらの内容は含めないという形となりました。

ただし、男女共同参画計画に職員の取組みが全く掲載されないことは望ましくないと考え、特定事業主行動計画の最終版を男女共同参画計画の参考資料として全文掲載するという案が出ております。

もう一点、18 ページの事業番号32について、内容を再度精査した結果、2事業分に分けることが適切だと考え、担当課と調整の上、事業番号32と33に分けさせていただきました。事務局から

は以上です。

【委員】

職員課の方で特定事業主行動計画を作成するため、男女共同参画計画からは除くということについて確認です。特定事業主行動計画とは次世代育成支援法と女性活躍推進法に基づいて市で作成する必要があるのだと思いますが、職員課と多様性社会推進課の両方で重複して審議を進めることはできないため、職員課の方で作成できた時点で男女共同参画計画にも掲載するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

今の段階では一緒に進めることはできないが、確定したらこちらの男女共同参画計画の参考資料として載せられるということですか。

【事務局】

はい、その予定です。

【会長】

大事な箇所ですので、男女共同参画計画の中から全く除かれるのは考えられないと思いますが、それはご理解いただいていると思ってよろしいでしょうか。

【事務局】

職員課の担当とも何度か調整を行い、国や東京都の計画の中にも職員の女性管理職割合等を掲載するため、同様に掲載するべきと説明をしたのですが、男女共同参画計画の素案ができ上がる段階での特定事業主行動計画の確定が難しいとのこと。計画作成進行上の制約はありますが、職員の取組みについて男女共同参画計画に掲載しないのは違和感がございますので、参考資料として掲

載し、委員の皆さまにも内容を注視していただきたい所存でございます。

【副会長】

ご説明の趣旨は理解できましたが、参考資料はあくまで参考資料ですし、やはり男女共同参画計画に明記されない、本文に一切無いというのはいりえないと思います。例えば、参考資料2の11ページ「(3) 市職員の男女共同参画の推進」について、「特定事業主行動計画に基づいて取組みを行う」というような内容だけでも入れるべきだと思います。12、13ページについても同様ですが、全てを削除するというのは避けていただきたいです。そこは再度ご対応いただきたいと思います。

また、9ページの現状のグラフについても削除する必要は無いと思います。事務局の事情は理解できますが、こちらのグラフは載せても良いのではないのでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。ご指摘いただいた方向にできないか再度調整いたします。

【会長】

ありがとうございます。先ほど資料の色味のご説明などもございましたが、いかがでしょうか。あまり違いが無いようにも思います。

【事務局】

参考資料2と資料3を並べていただくと色味の違いがあるかと思います。資料3は少し落ち着いた色合いになっております。

【委員】

色味について、印刷したものでは分かりにくいかもしれませんが、デジタルデータで確認した限りでは色味の違いはかなり分かります。ただ背景色と文字色が同系色で見づらいと思うのですが、色に関するユニバーサルデザインなどは参考にされているのかお聞きしたいです。

【都市環境計画研究所】

現段階ではユニバーサルデザインに基づいて配色はしていませんが、今後印刷する際に検討したいと思います。

【委員】

都庁でもカラーユニバーサルデザインのガイドラインなどを掲載しているようですので、行政レベルではこれくらいの配慮が必要という範囲などがあるのではと感じます。同じ観点で、資料3について、少し見やすくなったのは分かりますが、色合い自体が良いのかは分からないという意見です。一方で、3ページ下部の棒グラフなど、3本の色の違いを差別化させることについて、見やすくする観点とユニバーサルデザインの観点が必要なのではと感じました。主観ですがこのグラフのクリーム色は背景が白色であることもあわせて見づらいと思います。男性は青、女性は赤などの先入観のある配色は避けたいですが、同系色で揃えるのであればグラデーション配置するなどの工夫が必要なのではと感じました。

【委員】

資料3の8ページ上部の2点目について、「市民活動に参加したいが、できない市民に対して、情報発信等が必要である。」が削除され、修正された文がありますが、9ページ上部のデータ「市民活動に参加したいができない理由（上位3位）」に対する内容としては合っておらず、男女共同参画の方向にまとめられすぎているように感じました。12ページの施策についてももう少し具体的に書いていただきたいです。

【事務局】

「市民活動に参加したくてもできない」という市民に対してのアプローチは重要だと思いますので、男女共同参画の視点を重要視しつつ、12ページの団体活動の支援として、活動の維持・継続のノウハウを提供、団体間での情報共有を行うというまとめ方としました。

【委員】

考えは理解できるのですが、9ページ上部のグラフとは内容が繋がらないように思います。説明いただいた内容で進めるのであれば、このグラフは誤解を与えると思います。このグラフを掲載す

るのであれば、市民活動に参加したいができない市民がいるという問題提起の意味が無いように感じます。

【副会長】

両方のご意見はどちらも重要な視点ですので、市民活動に参加したいができない市民に対して、情報発信をするという点を生かしながら、修正の文言を作成いただければ問題なく整合性がとれるのではと思います。12 ページの事業番号 55 から 58 までは全て関係していることですので、恐らく無理なく文言で繋げられると思います。

【会長】

ありがとうございます。他にございますか。

続いて、「審議事項（3）第 7 次府中市男女共同参画計画 計画目標Ⅲについて」、お願いいたします。

【都市環境計画研究所】

参考資料 3 をご覧ください。基本目標Ⅲの施策の体系図となっております。第 1 回の協議会の時点からの変更箇所を赤文字で修正させていただきました。変更箇所につきましては、二点ございます。一点目が「（1）平和・人権意識の啓発の推進」になりますが、平和という問題も、広義的には人権問題の中に含まれるということで、内包して「（1）人権意識の啓発の推進」というようにタイトルのみ修正をいたしました。二点目の「（3）男女共同参画の視点に立った貧困対策の推進」について、新しい体系では「（3）困難な問題を抱える女性への支援」という名称に修正いたしました。新しい動きとして国の方で「女性支援新法」、東京都で「困難な問題を抱える女性の支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されたことを受け、府中市においても貧困に限らず支援を図っていくべく、このような名称に修正をしたという流れとなります。

次に資料 4 をご覧ください。表紙に記載の通り、「基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築」につきましては、課題が 2 つございます。2 から 3 ページが一つ目の「課題 1 暴力から市民を守る地域づくり」となっております。基本目標Ⅰ・Ⅱ同様に、最初に各アンケートや統計グラフ等の調査結果から導き出された課題、それに対応するグラフを掲載する形となっております。課題 1 につ

きましては、施策としてDV等の防止の意識啓発、実際の被害者等の支援、セクハラ防止といった内容が含まれております。

まず2ページの上部、「配偶者暴力に関する相談等件数の推移」のグラフについて、東京都と府中市の内容がございしますが、大きいグラフが都の統計データになります。このグラフを見ますと、下の方のオレンジと緑の折れ線が都の支援センターと警視庁の相談件数となっており、ほぼ横ばいです。上の青い折れ線である市区町村の件数を見ると増加傾向となっております。右下の府中市のグラフを見ると、近年6年間はやや減少傾向ではありますが、令和2年度に大きく上がっている状態です。令和2年度はコロナの状況下で、世界レベル、国レベルでも、女性の問題が増えたということが言われておりましたので、そちらが影響していると推測できます。

その下の「DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業について」のグラフは、市民意識調査の結果から引用しており、令和5年度の結果と全回調査の平成30年度の結果を比較できるよう掲載しております。令和5年度での上位5位までを載せており、「相談しやすい環境・相談方法を整備する」が一番多い結果となっています。その後、被害者支援が続いて最後に学校での授業という結果になります。特に、一番下の学校での授業が、5年前と比較し18.8%増、一番上の相談しやすい環境も5年前と比較し17.9%増と大きく増加しており、この二つが市民がこの5年間で必要性を感じている事業なのではないかと推測できます。

続いて3ページ上部、「児童相談所における児童虐待相談対応件数」の全国統計データでございしますが、右肩上がりで増加傾向となっております。特に濃い緑の部分、「心理的虐待」についての件数が大きく増加しています。下から二番目の「ネグレクト」の件数も増えており、全国的に深刻化が伺える状況です。

その下、「セクシュアルハラスメントを受けた経験」のグラフについて、こちらは6つの項目について質問しております。全体的にみると、経験が「まったくない」が多いですが、「(2)容姿や体型などについて話題にされた」、「(6)『男のくせに』『女のくせに』等の性差を理由とした不快な言葉を言われた」については、「何度もある」「1・2度ある」との回答が多くなっております。こういった様々な種類の行為が許されない行為という認識を広めることと、その防止が課題となっているというところがございます。

それを受けまして、4、5ページが「施策の方向と展開」となります。こちらは、「(1)暴力の根絶に向けた取組の推進」、「(2)被害者に対する包括的な支援の充実」、「(3)家庭内暴力等の根絶に

向けた取組の推進」、「(4)セクシュアルハラスメント等防止の推進」の4つとなります。

「(1)暴力の根絶に向けた取組の推進」につきましては、DV等のあらゆる暴力はまず重大な人権侵害であり、それを社会問題として捉えることが大切であることから、まずはDV等に関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図っていくことが重要であるという内容になります。それを具体的に展開していく内容は、後ろの事業と紐づいておりますが、まず市民等への講座等の実施による意識啓発、それから被害者への適切な情報提供で、2点目が子供の頃からのDV等や、デートDVの正しい理解の促進と防止に向けた啓発、それからジェンダーや人権、性暴力等に関する様々な講座の実施と、学校現場、教職員における意識啓発を推進するということでございます。

「(2)被害者に対する包括的な支援の充実」につきましては、実際に被害に遭われている方が安全・安心に過ごせるように、その被害者本人の意思を尊重しながら、状況に応じた支援を行っていくということ、DV被害の潜在化の防止と、相談で終わりではなく、自立までの切れ目のない支援を行っていくように市職員の連携や、専門機関等との連携強化を行って包括的に支援をする、という内容でございます。具体的に展開していく内容は、住民基本台帳等の閲覧交付の制限などの被害者への支援措置、セーフティーネット住宅等の情報提供などの支援、民間シェルターへの補助等の支援の検討、DV等に対する相談体制の強化と市職員対象の研修と庁内連携と関連機関との情報公開を行い、連携を強化するという内容になります。

5ページの「(3)家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進」については、新型コロナや複雑化する社会環境から、家庭内暴力の増加や深刻化が懸念されています。そのために、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりが重要となっており、特に社会的弱者となりやすい女性や、子供、高齢者、障害のある方等への暴力の予防に向けた啓発の充実と、相談しやすい環境づくりを推進するという内容となります。具体的な展開としましては、まず児童虐待防止推進月間等におけるイベント等で周知・啓発を図ることと、関連機関での研修の実施により意識啓発を図っていくというところで、二点目が重篤化の未然防止のため関係機関や地域施設等との連携情報提供、最後はあらゆる社会的弱者となりやすい方が、安心して気軽に相談できる環境の整備という内容になります。

最後の「(4)セクシュアルハラスメント等防止の推進」について、こちらも職場で起こるイメージがありますが、教育や福祉の現場、地域社会など様々な場面で起こる可能性がございます。それは人権侵害であり、誰もが被害者になる恐れがあるということから、その防止に向けてセクシュア

ルハラスメントが許されない行為であることの周知や意識啓発を行っていくこと、また相談しやすい体制づくりを推進する、という内容になります。具体的に展開していく内容としましては、市内事業所等や市民に向けて様々な広報媒体による周知、あとは講座等の実施による意識啓発で、二点目が実際の市役所内や、教育現場においても研修を実施しまして、その防止に関する意識啓発や相談しやすい体制づくりを進めるということとなっております。

6 ページの目標指標につきましては、他の目標と同様に全体を通してまた検討をお願いしたいと思っております。続く 7 から 8 ページまでが、先ほどの 4、5 ページに対応する事業となっております。

続きまして、10 ページからが「課題 2 誰もが安心して暮らせる地域づくり」となり、平和問題や、基本目標Ⅱに入っている性的マイノリティ等あらゆるものを含む人権意識の醸成、それから様々な困難な問題に直面しやすい女性に対する情報発信や支援や、フューチャーから市全体としての相談環境の充実などが含まれております。まずそれに対する課題については、アンケート等の結果を掲載してございます。最初の「見たり聞いたりしたことがある用語について」の中で、「L G B T」、「セクシュアルマイノリティ」については、平成 30 年度の調査時よりも今回認知度が 20% 近く上がっています。昨今のメディアでの周知や今までの意識啓発の中で浸透してきたところではないかと思います。一方で「パートナーシップ宣誓制度」と「ダイバーシティ&インクルージョン」は令和 5 年度に新しく聞いている項目ですが、どちらも 50% には満たない状況です。特に「ダイバーシティ&インクルージョン」など共生社会といった部分では、少し認知度に課題があるところかと思います。

その下、「性的マイノリティの方々の人権を守るために、必要な方策」については、「正しい知識の習得と、理解を深めるための教育を学校で行う」が一番多くなっており、5 年前の調査時から 11.5% 増加しております。DV 等対策における必要性についてもありましたが、やはり学校教育の部分が重要視されており、子供の頃からの意識づくりというところに重要性を感じているのではないかと推測されます。

11 ページ上部の「女性自立支援施設の入所の状況」のグラフは、東京都福祉局が出している統計データでございます。この上の青い折れ線グラフは、ほぼ横ばいで推移しておりますが、その下の年代別の縦棒グラフを見ると、左から二点目の大きく伸びているのが 20 歳代で、その右が 30 歳代となっており、全体的に見て 20~30 代が多く、比較的若い世代の入所が多くなっていることが分

かります。データ上ではこういったように、若い年代の女性が困難な問題を抱えやすいということが見られますが、もちろん年代を問わず情報発信や意識啓発を進めていくことが大切であるということが分かります。

同ページ下部の「男女共同参画センターフューチャールにおける相談状況の推移」でございますが、一番上の数値が全体の相談件数となっております。増減を繰り返していますが、この数年は増加傾向となっております。特に、自分自身についての相談に来られている方が多くなっており、また家族関係についても、直近で見ると大幅に増えているところでございます。多種多様な相談の内容が寄せられているということが分かりますので、そういった意味でも、相談環境の充実というのは求められているだろうと推測できます。

そういった課題を踏まえた施策の方向・展開が12、13ページになります。「(1)人権意識の啓発の推進」、「(2)性的マイノリティへの理解促進と支援の充実」、「(3)困難な問題を抱える女性への支援」、「(4)相談窓口の充実」の4つでございます。

「(1)人権意識の啓発の推進」については、男女共同参画社会の実現はSDGsの理念に通ずるところがありますので、平和で公正に誰もがお互いの特性を理解しあい、多様性を尊重し合う意識の醸成が重要であり、そのために平和を願う意識醸成や、人権を尊重し合う意識の高揚を図っていきます、とさせていただきます。具体的な展開内容としましては、平和教室・イベント、また、ジェンダーや人権等の講座の実施による意識啓発、学校現場においても人権教育等によって意識啓発を推進していくということとなっております。

「(2)性的マイノリティへの理解促進と支援の充実」につきましては、認知度は高くなっていますが、未だに差別や偏見などによって、性的マイノリティ当事者の方が様々な困難を抱える状況が顕在化してございます。そういった多様な性の在り方を尊重し、多様性を認め合う共生社会を実現するために、正しい理解知識の促進と、その支援の充実に努めていくということとなっております。具体的な展開内容としましては、偏見や差別の解消等に向けた意識啓発の推進、また実際に相談に来られた当事者の方への適切な情報提供などの支援の充実に努めるという内容になっております。

「(3)困難な問題を抱える女性の支援」については、冒頭でも少しご説明した通り、国や東京都等、社会の流れを受け、今回新しく追加した施策でございます。女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無など様々ございますが、経済的困難や教育・就職機会の逸失、孤立化、性暴力など、深

刻な問題を抱える対象者の早期発見、庁内及び関係機関との連携強化により支援に努めるとともに、誰もが安全安心に自立した生活を送ることができるよう貧困等を防止するための取組みや、就職等の支援を進めていく、というところでございます。具体的な展開内容としましては、様々な困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくりと庁内及び関係機関との連携強化で支援を図っていくということ、また、実際の女性の企業や労働全般に関する相談や、資格習得就労等のセミナー、日常生活に支障を抱える家庭への生活支援、ひとり親家庭の経済的自立支援や経済支援等を進めていくということになります。

「(4)相談窓口の充実」につきましては、市民が抱えている様々な悩みや問題が複雑・多様化していることから、人権の尊重や男女共同参画の視点に立って問題を解決するためには、安心して相談できる環境が重要ということで、職員の資質や能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を深めるとしています。また各相談窓口の専門性の向上と、利用しやすい相談体制の充実を図っていくという内容になります。具体的な展開内容としましては、男女共同参画に関わる悩みや、人権等に関する多様な悩みについて、あらゆる市民が安心して気軽に相談できる環境整備を進めるということになります。

15、16 ページはそれに対応する事業となっております。基本目標Ⅲの説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。ご質問、ご意見がある方はお願いします。

【委員】

資料4の2ページ、「配偶者暴力に関する相談等件数の推移」のグラフで全国の数値は増えていく中、右下の府中市での数値はコロナのピークである令和2年度から減っていますね。まず質問ですが、その相談はどこで受けているものの件数なのか知りたいです。

【事務局】

こちらの数値は、DVに関して直接的な支援を行う部署に寄せられた件数で、フチャールでの相談件数ではありません。件数の推移について担当課へ確認したところ、コロナ以前は「DVの相談」となると、すぐその窓口につなげていたため、相談件数が多い傾向にありました。しかし、「DVの相

談」も内容を整理していくと、相談の主訴や緊急性、必要な支援が様々ですので、まずフチャールが総合的に相談を受けつけ、相談の主訴や状況、緊急性などの内容整理をし、直接的な支援が必要な場合はその窓口につなげるという流れに変更したことで、件数が減少しました。フチャールと連携をして相談を受ける形に変更した結果として、件数が下がっているという形です。

【委員】

連携を取って上手く運営されていることは分かりましたが、そういうことであればこのグラフは誤解を招くと思います。このグラフを見る限りでは、全国の数値増加と比べて府中市は減少しているように見えますので、4ページの施策の方向・展開と合わないように感じます。

【会長】

11ページの「男女共同参画センター『フチャール』における相談状況の推移」のグラフも推移がよく分かりません。相談窓口の充実を図るというのが計画の目標になっているわけですから、データと目標の関係性が分かりやすくないといけないと思います。もう少し適切なグラフがあるのかどうかご確認いただきたいです。

【委員】

今ご指摘いただいた11ページのデータについて、相談内容が「自分」か「夫婦」か「家族」なのかというより、相談内容ごとに分けるのは難しいのでしょうか。

【事務局】

あまり相談内容を細かく掲載すると、秘匿性の部分で支障があると思いますが、「DV」の相談件数をグラフとして載せるのは可能です。その場合、2ページのグラフとの差別化を図りづらいため、11ページは「フチャール」で受けている相談を項目に分けて掲載しています。

【副会長】

11ページのグラフは13ページの内容につながっているのでご説明は理解できましたが、そうすると相談内容が自分・夫婦など分ける必要があるのかとも思います。相談件数の推移という点で、総

数でも良いのではないのでしょうか。

【委員】

相談窓口がたくさんあると思いますが、男性の相談窓口などはあるのでしょうか。例えば福祉的な視点で、周りの方が困って相談することもあると思いますが、もし本人が相談したい場合はどういった窓口があるのでしょうか。

【事務局】

相談者が何について困っているかによりますが、貧困であれば生活福祉課、障害であれば障害者福祉課のように、対応する窓口がそれぞれございます。主訴が夫婦問題や子育てなどであれば、相談者が男性であってもフューチャーの「女性問題相談」をご利用いただけます。どこの窓口相談すればいいかわからない場合は、府中市の場合は市民相談室でお話を伺って該当の窓口につなげるという体制になっております。

【会長】

相談内容も複雑化、多様化していると思いますので、どこに相談すればいいかわからないことはありそうですね。市民相談室にまず相談すればいいこともわからない場合もあると思いますので、そういった方にどうやって情報を伝えるかなどについても、男女共同参画計画を超えた内容かもしれませんが、必要なことだと思いました。

【副会長】

資料4の5ページの「(4) セクシュアルハラスメント等防止の推進」という表記ですが、「防止の推進」ではなく「防止」だけで良いと思います。

【委員】

4ページの一番下の文について、「庁内連携を強化するとともに、関連機関との情報交換等を行い、連携強化に努めます」というのは同じ表現が重なっているように感じます。全体的に正確に書くようにするあまり分かりにくい表現が多いです。また同ページ上部の「DV等の正しい理解の促進

と防止に向けた啓発」という表現は「DV等の防止に向けた啓発」にするなど、一文をもう少し短く整理した方が読みやすいのではないのでしょうか。また、8ページの施策における職員が市職員を指しているというのも、市民が見た時にすぐ分からないのではと思います。事業番号 75 は一般の職場、76、77 は市の職員を指していますが、表現が混在しているように感じます。

【委員】

2 ページのグラフなど、H 3 0 と R 5 などの表示があり、平成 30 年度、令和 5 年度ということは分かりますが、読み手がすぐに分かりやすい漢字表記にさせていただくのが良いのではと思います。また、12 ページにある「平和教室」という表現ですが、一般的な用語なのでしょうか。「平和について考える」イベント、教室のような表現の方が伝わるのではと思いました。

【事務局】

こちらについては、担当課に確認させていただきます。

【会長】

よろしくお願いします。最後に、「次第 2 その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局からは 2 点ございます。

1 点目ですが、前回 第 3 回目の会議の議事録案について、参考資料 4 として配付しております。期限が短く申し訳ございませんが、修正希望がある方は 9 月 3 日（火）までに事務局までご連絡ください。こちらの依頼は後ほどメールでも送らせていただきます。修正を反映次第、公開手続きをさせていただきますので、ご承知おきください。また本日の資料 4 「基本目標Ⅲ 人権が尊重される社会の構築」についてもご質問・ご指摘等がございましたら同様に 9 月 3 日（火）までにご連絡ください。

また、計画の基本目標Ⅱについて、前回の協議会と、本日ご審議をいただきましたが、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、市としての最終案をまとめさせていただきたいと思います。また、一部の事業項目については、現在、担当課と調整する可能性もございますので、最終的な内容がま

とまりましたら、改めて情報共有させていただきます。

2点目は、次回の協議会日程についてご案内です。次回の第5回は、9月17日（火）午後2時からを予定しています。間隔が短くなりますが、第6回は10月上旬を予定しておりますので、日程調整をお願いいたします。

【会長】

第6回を10月4日（金）午後2時からといたします。正式な開催のご案内は、別途文書にてお知らせいたします。

それでは、以上で、本日の会議を閉会とします。ご出席ありがとうございました。